臺灣日日新報 夕刊 昭和十年十二月四日 水曜日 第一万二千八百十七號

何氏が北上するとは非常識も極まる

多田司令官一喝す

國府の代辦機關なら新機關は一切認めぬ

何氏携行の妥協案に對する我が軍部當局の見解

歲入不足額の補塡策が決定

全然公債財源に據らず

帝國全權一行ロンドン到著

驛頭盛んな出迎へ

軍部巨頭の大評定を開く

商震邸に於いて

新黨樹立運動再び活氣づく

内田鐵相が積極的に動き年内にクラブ組織か

巧妙な排日案を比島議會へ提出

成行注目す

大艦巨砲主義に英政府が轉向

豫備會商とは大相違

長岡總務廳長(國務)正式に辭意表明

後任は大野氏か川越氏が擧げられるものと見られる

勅選二名の補充閣議で決定

山本(達)平生兩氏

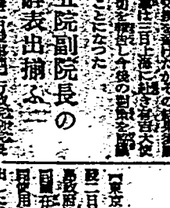

山本達雄氏

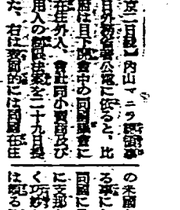

平生釟三郎氏

連續漫畫 パウとマルチャン (39) アカレンガイシグワ 明石精一畫

結婚機構 (30)

細田源吉作
大橋月皎畫

粉白粉(八色)ルアデイア

む込け量に顔おでさか柔の粉花

所澤で輕爆機がけさ空中衝突す

屏東聯隊の筒井軍曹外一名殉職

我國で最初の事故

軍部は大いに感激

【所澤三日發至急報】所澤飛行學校第五十四期操縱學生助教兼地特務曹長は三日午前十時十分雙輕爆撃機（八十一號に學生淺井軍曹を同乘訓練中飛行場上空三百米の高度に昇つた際、學生筒井軍曹（臺灣飛行第八聯隊附）が單獨操縱して離陸し雙輕爆撃機を旋回飛行中を同機に接觸したので兩機は折重つて飛行場外高岡村畑地に墜落二名共無殘な即死を遂げた、爆撃機の空中衝突は我國では最初のアクシデントである

福岡縣出身の溫厚な下士操縱者

殉職した筒井軍曹

【所澤電話】殉職した操縦飛行八（操縦學生として所澤で訓練中）一月軍曹（昨年十一月卒業）福岡縣朝倉郡秋月村大字野田の出身

一月軍曹は本年四月陸軍飛行學校操縦學生として所澤で訓練中、今日の殉職を傳へられてゐる

幸運の金百圓を そつくり國防獻金

臺北商業五年生の八木勇君

「もつとつかりをさまつて何事もない、何も保險をさ會で云はなくつてもよかつた筈なのだ

【臺北電話】臺北商業五年生八木勇君（一七）は三日午前十時臺北市内の某質屋に自轉車一臺を乘り込まんとして置き忘れ、いま通りかゝつた臺北憲兵分隊の目黒警部補に發見され、警察と隣した所の目黒警部補に發見され、警察と隣した所の目黒警部補に發見され、警察と隣した所

愛の光

藤井重夫作

(102)

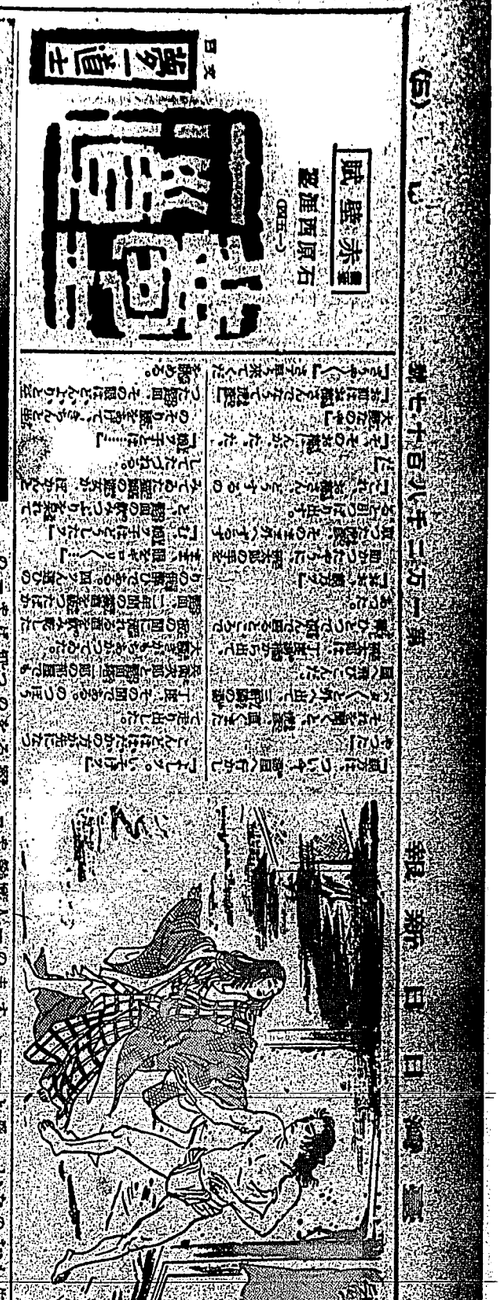

名家敗将棋

(第二回戦)

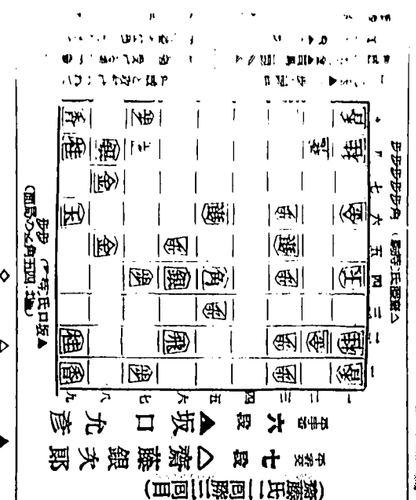

商農工林省推奨

愛児の健康と共に

福運を創肺びやきに

園産煉乳共同販売組合

国産煉乳共同販売組合

国産煉乳共同販売組合

国

拓殖及熱産調査會
務盡最善期得實現
平塚長官晋京車中談

平塚長官。晋京車中。談對拓務大臣期待。曰。拓務省。與內地各廳。及其他關係方面折衝。與大人同件。搭乘二日出帆臺灣丸歸京。蓋北調有關拓務部及官長之數點。而此次晋京。主旨與大藏省折衝。而就其內容。有重要問題。尙須相當交涉。中有。此等以後務加促進。即如拓殖會社。及糖業產業調查會。所得結果。對于責行法。力期實現。總督對此兩點。亦熱心期于貫徹。爲是郡民。屢向當局。運動加工學校。如本十年度。不得批准。不得已。於今有年來。因學校不足。對入學希望者。不能全部收容。又準高級副官山川大佐。及秘書官。一時。在新局舍。招待小笠原郡守。遞信部監理課長。臺南。嘉義。其他各局長。各街庄長。及某配區域內有志百餘名。場。丁事費二萬二千餘圓。而局舍前舍。其他附屬建物。及與夫人同件。搭乘二日出帆臺灣丸歸京。蓋北調有關拓務部及官長之數點。而此次晋京。主旨與大藏省折衝。而就其內容。有重要問題。尙須相當交涉。中有。此等以後務加促進。即如拓殖會社。及糖業產業調查會。所得結果。對于責行法。力期實現。總督對此兩點。亦熱心期于貫徹。爲是郡民。屢向當局。運動加工學校。如本十年度。不得批准。不得已。於今有年來。因學校不足。對入學希望者。不能全部收容。

受總督招宴
新築落成

總督主開宴於官舍。以內地各廳長官。及其他關係者。百名。參加。午後六時。開宴。席上。總督。及內田拓務大臣。相繼起立。祝詞。內田大臣。答詞。其大意。略謂。此次。臺灣。及南洋。視察。感想。頗多。今後。對于拓務行政。當本此感想。努力。實行。以期。不負。國家。及臺灣。人士。之期待。云。

新營郵便局
既報新營郵便局。新築。業已。成。去二日。午前十時。舉行。落成式。

局舍。新營。庄。役場。等。參列。者。百餘名。局長。臺南。嘉義。其他各。局長。各街庄長。及某配。區域內有志百餘名。場。丁事費二萬二千餘圓。而局舍前舍。其他附屬建物。及與夫人同件。搭乘二日出帆臺灣丸歸京。蓋北調有關拓務部及官長之數點。而此次晋京。主旨與大藏省折衝。而就其內容。有重要問題。尙須相當交涉。中有。此等以後務加促進。即如拓殖會社。及糖業產業調查會。所得結果。對于責行法。力期實現。總督對此兩點。亦熱心期于貫徹。

軍司令官
六日離臺
臺中山岳館開映書之夕

臺灣分館。臺中山岳館。開館期日。展延至來五日。午前十時。開館。

臺中山岳館
開映書之夕

臺灣分館。臺中山岳館。開館期日。展延至來五日。午前十時。開館。

彰化市初回市會
議案均照原案決可
選參事會員六名

彰化市初回市會。去二日。午前十時。開會。（時間厨行）。左記六氏當選委囑云。

林有信。許嘉種。吳衡。李玉柱。公正勝二。

御命名式
各地籌祝行事

▲板橋街　滿山郡板橋街役場。爲祝皇子殿下御誕生。訂來四日午。前九時十分。在板橋記念運動場。舉式。式畢。以樂隊前導參列者。全街小公學校兒童。竝街內。有志者。數千餘名。各執國旗。市民遊行。全街。歡祝。

▲桃園街　四日第二皇子御誕辰。午前九時。在公會堂。開官民合同祝賀會。

▲臺中市　爲奉祝親王殿下御命名式。各戶揭國旗。放煙火。午前十一時。小公兒童。各團體等。參加。執旗行列。正午在公會堂。開官民合同奉祝會。

▲中壢街　四日御命名式。各戶揭國旗。放煙火。

▲斗六街　午前十時。在斗六公園。開官民合同奉祝會。

▲臺南市　關于奉祝行事。午前十時。在公會堂。開官民合同奉祝會。午後六時。至同十時。每一時間。放煙火一回。市內各戶揭國旗。及提燈。十字路等。

員林郡下來年度
認要增加廿五學級
經向州當局提出申請

員林郡下。各公學校。自歡學希望者。不能全部收容。

員林永興公
國語佳績
盛開祝賀會

員林郡下永興公學校。現。

基隆檢舉選舉違反
召喚某醫師查問
千竈直成本日送檢察

基隆檢舉選舉違反。千竈直成。本日。午前十時。召喚某醫師。到廳。查問。

臺中市歲暮
贈彩賣出開始
盛況空前

臺中市諸商店。加開。歲末。景品附。聯合大賣出。依。昨年之例。終自去二日起。開始。恰與。景品。總數。

新化街喉口人耕作中
被毆死埋于原野
極力搜索兇手尙未就捕

臺南州。新化郡。新化街。喉口。現場。詳細。聽取報告云。

無賴械鬪
連累五十名
擬近日送局

去十一月十四日。夜半。臺北市。永樂町。兩地。無賴漢。數十名。各持凶器。械鬪。北署。刑事。接報。立到。現場。捕獲。數名。歸署。查究。竝嚴。禁起。訴。

煙火墜地始發
傷觀客二名

嘉義。郡。水上庄。大崙分。牧場。去二日。午前八時。在。同。牧場。內。開運動會。其時。美。役場。史員。盛某。有。染。由此。張。妄。向。李要求。離。婚。爲。此。事。情。忿。憤。之。餘。竟。放。煙火。因。場。於。空中。不。發。以。致。落。入。觀。衆。中。有。二。名。受。傷。

庄役場吏員
通有夫婦
被某夫告訴

臺北州。淡水郡。八里庄。某。所。屬。役場。吏員。盛某。年。二十五。六。妻。某。氏。年。二十一。六。結。婚。未。滿。一。年。所。持。之。洋杖。被甲。所。毆。

基隆郡違反
計十二件

基隆郡。違反事件。現。在判明者。計有十三件。

臺中市歲暮
贈彩賣出開始

臺中市諸商店。加開。歲末。景品附。聯合大賣出。依。昨年之例。終自去二日起。開始。恰與。景品。總數。

新化街喉口人耕作中
被毆死埋于原野
極力搜索兇手尙未就捕

臺南州。新化郡。新化街。喉口。現場。詳細。聽取報告云。

貨物車亂來
轢牛車夫
生命危篤

須磨總領事
通告唐次長
竝聽方策

華北籌設新機關
含自治精神不反共
我軍部當局之見解

高橋武官
請會宋氏
就任府評

歲入不足
百十二萬圓
補充策決定

東京三日電。照三十日閣議決定。明年度。總。歲入。總額。十二億七千百萬圓。歲出。總額。同。對除。歲入不足。百十二萬圓。此其。補塡。策。決定。余。依。

何氏一行
已到保定
會商震氏等

保定二日電。何應欽氏一行。午。後分。自。馳。抵。保。

大南澳移民水圳
實地調查將見實現

蘇澳郡。蘇澳庄。大南澳。番。社。移住。

員林郡下來年度
認要增加廿五學級
經向州當局提出申請

員林郡下。各公學校。自歡學希望者。不能全部收容。

員林永興公
國語佳績
盛開祝賀會

員林郡下永興公學校。現。

基隆檢舉選舉違反
召喚某醫師查問
千竈直成本日送檢察

基隆檢舉選舉違反。千竈直成。本日。午前十時。召喚某醫師。到廳。查問。

臺中市歲暮
贈彩賣出開始
盛況空前

臺中市諸商店。加開。歲末。景品附。聯合大賣出。依。昨年之例。終自去二日起。開始。恰與。景品。總數。

新化街喉口人耕作中
被毆死埋于原野
極力搜索兇手尙未就捕

臺南州。新化郡。新化街。喉口。現場。詳細。聽取報告云。

貨物車亂來
轢牛車夫
生命危篤

須磨總領事
通告唐次長
竝聽方策

華北籌設新機關
含自治精神不反共
我軍部當局之見解

高橋武官
請會宋氏
就任府評

歲入不足
百十二萬圓
補充策決定

大南澳移民水圳
實地調查將見實現

何氏一行
已到保定
會商震氏等

有吉大使南京行延期
爲憤華方不信
何氏北上無視會談

歲入不足
百十二萬圓
補充策決定

親王殿下降誕
御命名式
各地籌祝行事

受總督招宴
新築落成

軍司令官
六日離臺
臺中山岳館開映書之夕

彰化市初回市會
議案均照原案決可
選參事會員六名

南投
方委例會

商況（三日）

米況
正米市況前場

期米
大阪期米前場

株式
大阪短期前場

絲況
大阪綿糸

砂糖
大阪現場

豆粕
大阪

油脂
大阪

肥料
シカゴ小麥

穀物
神戶對外爲替

爲替
外國爲替

株式
紐育株式

東京期米前場

東京短期前場

臺灣日日新報

本日共四頁　内地一部及朝鮮滿洲一部ハ二日ノ朝刊ニ掲載
本社臺北市榮町一丁目二番地　電話一番
定價　臺北市及各地　一箇月金四十錢　一箇年金四圓八十錢
臺灣内地　一箇月金五十錢　一箇年金六圓
朝鮮滿洲　一箇月金六十錢　一箇年金七圓二十錢
廣告料　普通一行金五十錢　特別一行金一圓
廣告ハ紙面ノ都合ニヨリ掲載ヲ謝絶スルコトアリ

○臺銀代理店臺灣商工會議所會頭臺灣銀行頭取久保田豊氏ハ病氣ノ爲メ辭任シ後任ニ同行取締役兼支配人石塚英藏氏ヲ推薦シ十一月二十日附ヲ以テ認可セラレタリ

○臺灣銀行ハ十一月二十日附ヲ以テ左ノ通リ行員ノ異動ヲ發令セリ

昭和十年十一月二十日
臺灣銀行

三大阪商船

●基隆行
山口丸　十二月十一日午後五時入港　十二月十二日午後六時出帆
●門司神戸行
靖國丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
吉野丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
大和丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●高雄行
大和丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●那覇行
山東丸　十二月十一日午後五時入港　十二月十二日午後六時出帆
●香港行
大連丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●門司神戸行
靖國丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
吉野丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

三菱汽船出帆

●門司神戸行
日光丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
日光丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
日光丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●門司神戸行
日光丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
日光丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

三菱汽船出帆

●門司神戸行
日光丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
日光丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
日光丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●門司神戸行
日光丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
日光丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

臺灣日日新報

本日共四頁　内地一部及朝鮮滿洲一部ハ二日ノ朝刊ニ掲載
本社臺北市榮町一丁目二番地　電話一番
定價　臺北市及各地　一箇月金四十錢　一箇年金四圓八十錢
臺灣内地　一箇月金五十錢　一箇年金六圓
朝鮮滿洲　一箇月金六十錢　一箇年金七圓二十錢
廣告料　普通一行金五十錢　特別一行金一圓
廣告ハ紙面ノ都合ニヨリ掲載ヲ謝絶スルコトアリ

○臺銀代理店臺灣商工會議所會頭臺灣銀行頭取久保田豊氏ハ病氣ノ爲メ辭任シ後任ニ同行取締役兼支配人石塚英藏氏ヲ推薦シ十一月二十日附ヲ以テ認可セラレタリ

○臺銀代理店臺灣商工會議所會頭臺灣銀行頭取久保田豊氏ハ病氣ノ爲メ辭任シ後任ニ同行取締役兼支配人石塚英藏氏ヲ推薦シ十一月二十日附ヲ以テ認可セラレタリ

三菱汽船出帆

●門司神戸行
日光丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
日光丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
日光丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●門司神戸行
日光丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
日光丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

三大阪商船

●基隆行
山口丸　十二月十一日午後五時入港　十二月十二日午後六時出帆
●門司神戸行
靖國丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
吉野丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
大和丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●高雄行
大和丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●那覇行
山東丸　十二月十一日午後五時入港　十二月十二日午後六時出帆
●香港行
大連丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●門司神戸行
靖國丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
吉野丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

三菱汽船出帆

●門司神戸行
日光丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
日光丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
日光丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●門司神戸行
日光丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
日光丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

臺灣銀行

○臺銀代理店臺灣商工會議所會頭臺灣銀行頭取久保田豊氏ハ病氣ノ爲メ辭任シ後任ニ同行取締役兼支配人石塚英藏氏ヲ推薦シ十一月二十日附ヲ以テ認可セラレタリ

○臺灣銀行ハ十一月二十日附ヲ以テ左ノ通リ行員ノ異動ヲ發令セリ

昭和十年十一月二十日
臺灣銀行

臺灣銀行

○臺銀代理店臺灣商工會議所會頭臺灣銀行頭取久保田豊氏ハ病氣ノ爲メ辭任シ後任ニ同行取締役兼支配人石塚英藏氏ヲ推薦シ十一月二十日附ヲ以テ認可セラレタリ

○臺灣銀行ハ十一月二十日附ヲ以テ左ノ通リ行員ノ異動ヲ發令セリ

昭和十年十一月二十日
臺灣銀行

臺灣日日新報

本日共四頁　内地一部及朝鮮滿洲一部ハ二日ノ朝刊ニ掲載
本社臺北市榮町一丁目二番地　電話一番
定價　臺北市及各地　一箇月金四十錢　一箇年金四圓八十錢
臺灣内地　一箇月金五十錢　一箇年金六圓
朝鮮滿洲　一箇月金六十錢　一箇年金七圓二十錢
廣告料　普通一行金五十錢　特別一行金一圓
廣告ハ紙面ノ都合ニヨリ掲載ヲ謝絶スルコトアリ

○臺銀代理店臺灣商工會議所會頭臺灣銀行頭取久保田豊氏ハ病氣ノ爲メ辭任シ後任ニ同行取締役兼支配人石塚英藏氏ヲ推薦シ十一月二十日附ヲ以テ認可セラレタリ

○臺銀代理店臺灣商工會議所會頭臺灣銀行頭取久保田豊氏ハ病氣ノ爲メ辭任シ後任ニ同行取締役兼支配人石塚英藏氏ヲ推薦シ十一月二十日附ヲ以テ認可セラレタリ

三大阪商船

●基隆行
山口丸　十二月十一日午後五時入港　十二月十二日午後六時出帆
●門司神戸行
靖國丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
吉野丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
大和丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●高雄行
大和丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●那覇行
山東丸　十二月十一日午後五時入港　十二月十二日午後六時出帆
●香港行
大連丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●門司神戸行
靖國丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
吉野丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

三菱汽船出帆

●門司神戸行
日光丸　十二月九日午後四時半入港　十二月十日午後四時半出帆
●大連行
日光丸　十二月十日午後四時半入港　十二月十一日午後四時半出帆
●上海行
日光丸　十二月十一日午後四時半入港　十二月十二日午後四時半出帆
●門司神戸行
日光丸　十二月十二日午後四時半入港　十二月十三日午後四時半出帆
●大阪行
日光丸　十二月十三日午後四時半入港　十二月十四日午後四時半出帆

政友會への積極的働きかけの表面化

政府の山本氏奏薦

兩者の關係益々惡化

日支と北支の自治問題

事態の拾收難は極東に暗影

一

北支の自治政府問題に關する日支兩國の意見の相違は、その後の經過に於ても解決の曙光を見ないばかりか、寧ろ事態は益々惡化の一路を辿つてゐるかの觀があり、日支兩國の關係は、從つて極東の平和は、重大なる危機に直面してゐるものと見られてゐる。

北支の自治政府問題は、昨年十一月、支那側の一方的宣言によつて、その端緒が開かれたものであるが、その後、日支兩國の間に、數次に亘つて折衝が重ねられたにも拘らず、遂に今日に至るまで、何等の解決をも見ないばかりか、却つて事態は、

歲末臺銀發行高は七千五百萬圓か

限外發行も既に二千五百萬圓の認可濟

孰れも創立以來の記錄

其後の壓縮開始

鹽糖の重役異動

內ケ崎氏と沖氏と交代

臺銀から長谷川氏入社

商工銀行の重役室整備成る

本社支配人と臺南支店長は

山中專務支店視察後行ふ

丸燈の在庫十萬を突破

臺灣製鹽支配人に畑田氏入社決定

契約高卅萬袋へ外

同社の事業擴張につき

專賣局より推薦を受け

酒造米入札

最初は臺茂貫へ

砂糖水にした砂糖

なんと百九十俵……

糖業館後日譚

北滿北鮮の

大豆水分問題

天候變調乾燥意外に不良

滿鐵當と起債市場

東京短期後場

東京株式

大阪短期後場

東京株況前場

大阪綿絲

大阪清算

大阪人絹

大阪綿花

横濱生絲

神戸豆粕

代時のハリバは油肝

微量で効く聖魚肝油！

昔……はこんなにしてまで取りました肝油を飲ませたものです。

北洋の深海百尋から三百尋の海底に鰹を餌食として棲息する聖魚の肝臓はこれまでの鰹の肝油に比べ百倍前後も濃厚にVitAを蓄積しておる事實が發見されました

この聖魚肝油はこれまでの肝油の何十分の一の微量で足りるほど濃厚なので、從來大量なのと、腥さい魚臭とのため嫌はれた肝油の服用難が快く一掃されました

殊にこの聖魚肝油を油塊のまゝ小さな糖衣粒とする方法が發明され、何人も易々と服用し得るに至りました。

弱い子供を丈夫にするため、かぜ引き豫防のため、呼吸器又は結核體質を補強するため、視力や齒牙の弱い人など　肝油の有効なことを知りながら服用を見合せられたる方に一粒肝油ハリバが推奬されます

國際單位標示のVA劑

（ハリバが普通の肝油劑に換ふに極めて僅少量で而も數粒一どなつて居るといふのではなく、數粒均等のVAを含有効力に不同なき點にあります。乃ち各製品ともスベトル分光寫眞で檢定し一粒が三四〇〇國際A單位を均等に含んで居ります。普通肝油は一グラム一〇〇から八〇〇A單位となつて居りますからハリバ一粒は實に四乃至六グラムの肝油に匹敵するわけです。この檢定法を實施して居るのは現在のところ我國ではハリバのみです。實に日本における唯一の健康品であります。）

⇐は日本人のばい小兒で兄貴の力から遙かに劣つて居ります

寄資特許　ハリバ（小粒）　一瓶　大人一日三粒　十五日分　一圓　小兒一日二粒　十五日分　五十錢

「魚肝油に就て」と題するパンフレットを贈呈いたします。

東京日本橋元三郎商店

大阪心齋橋筋北久宝寺南入　鈴建五兵衛商店

都倉化粧(株)
(149)
岸田國士
田中良雄
千前の部
千後の部
(二)
(一)
(三)
(四)
(五)
(六)
(七)
(八)
(九)
(十)
(十一)
(十二)
(十三)
(十四)
(十五)
(十六)
(十七)
(十八)
(十九)
(二十)
(二十一)
(二十二)
(二十三)
(二十四)
(二十五)
(二十六)
(二十七)
(二十八)
(二十九)
(三十)
(三十一)
(三十二)
(三十三)
(三十四)
(三十五)
(三十六)
(三十七)
(三十八)
(三十九)
(四十)
(四十一)
(四十二)
(四十三)
(四十四)
(四十五)
(四十六)
(四十七)
(四十八)
(四十九)
(五十)
(五十一)
(五十二)
(五十三)
(五十四)
(五十五)
(五十六)
(五十七)
(五十八)
(五十九)
(六十)
(六十一)
(六十二)
(六十三)
(六十四)
(六十五)
(六十六)
(六十七)
(六十八)
(六十九)
(七十)
(七十一)
(七十二)
(七十三)
(七十四)
(七十五)
(七十六)
(七十七)
(七十八)
(七十九)
(八十)
(八十一)
(八十二)
(八十三)
(八十四)
(八十五)
(八十六)
(八十七)
(八十八)
(八十九)
(九十)
(九十一)
(九十二)
(九十三)
(九十四)
(九十五)
(九十六)
(九十七)
(九十八)
(九十九)
(百)
(百一)
(百二)
(百三)
(百四)
(百五)
(百六)
(百七)
(百八)
(百九)
(百十)
(百十一)
(百十二)
(百十三)
(百十四)
(百十五)
(百十六)
(百十七)
(百十八)
(百十九)
(百二十)
(百二十一)
(百二十二)
(百二十三)
(百二十四)
(百二十五)
(百二十六)
(百二十七)
(百二十八)
(百二十九)
(百三十)
(百三十一)
(百三十二)
(百三十三)
(百三十四)
(百三十五)
(百三十六)
(百三十七)
(百三十八)
(百三十九)
(百四十)
(百四十一)
(百四十二)
(百四十三)
(百四十四)
(百四十五)
(百四十六)
(百四十七)
(百四十八)
(百四十九)
(百五十)
(百五十一)
(百五十二)
(百五十三)
(百五十四)
(百五十五)
(百五十六)
(百五十七)
(百五十八)
(百五十九)
(百六十)
(百六十一)
(百六十二)
(百六十三)
(百六十四)
(百六十五)
(百六十六)
(百六十七)
(百六十八)
(百六十九)
(百七十)
(百七十一)
(百七十二)
(百七十三)
(百七十四)
(百七十五)
(百七十六)
(百七十七)
(百七十八)
(百七十九)
(百八十)
(百八十一)
(百八十二)
(百八十三)
(百八十四)
(百八十五)
(百八十六)
(百八十七)
(百八十八)
(百八十九)
(百九十)
(百九十一)
(百九十二)
(百九十三)
(百九十四)
(百九十五)
(百九十六)
(百九十七)
(百九十八)
(百九十九)
(二百)

顔を洗うたびに
若さ・その感動・その輝きを
くすんでゆくのをおそれ
「顔」無しにまにあうものと
凡
近代人のお肌に潤ふための、あらゆる努力が完全に報はれてゐるバニッシングクリーム・美粧効果

高雄の新市議陳氏二日夜身柄留置さる

運動員が利權を付與する條件で投票掻集がバレて

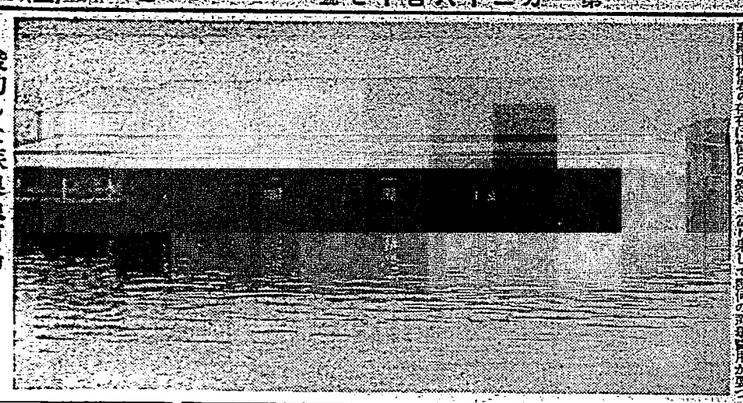
竣功した蘇澳魚市場

【高雄電話】高雄市會議員選擧は二日午後一時から投票を開始したが、投票開始後間もなく陳天順氏の運動員が利權を付與する條件で投票掻集をしてゐるとの風評が傳はり、警察當局は内偵中であつたが、二日夜九時頃陳氏の運動員數名を檢擧して取調べた結果、陳氏が運動費として一萬圓を支出し、當選の曉は更に一萬圓を與へる事を約束してゐる事實が判明したので、陳氏を二日夜十一時半頃留置した。

千人塚臨時慰靈祭盛大に擧行さる

當時の勇士今尚馬公に在住比島生れ七人に深き感銘を與ふ

【馬公二日發】比島出征者中戰死七人、病歿十人（內一人は內地）の遺骨を擁して、去る二日午前十時から開催豫定の臨時慰靈祭は佐伯司令官によつて執行され比島出征者一同、本島大正、入佐の各團體代表者、澤田參謀その他官衙、學校、青年團、婦人會等の參列者多數つゞいて忠魂碑に參拜を終つた、參列者は引續き忠魂碑に隣る今回新設の千人塚に參拜、同塚には比島出征者の遺骨は勿論、島内の戰歿者の遺骨も納められ、なほ今後戰歿者があつた場合は順次合祀することゝなつてゐる。

候補者一人の選擧費用約二百圓

臺東街の費用調べ

【臺東電話】臺東街の今回の市會議員選擧に關する費用は、候補者一人の平均約二百圓位で、これは從來の選擧に比し非常に少額であるが、これは今回の選擧が投票日當日の午後六時に投票を締切つたので、從來の如く投票締切後の開票立會人の飲食費が不要となつたからである。

三日夜か四日早朝第三段の手入れか

基隆の選擧違反檢擧

【基隆電話】基隆市第一區の選擧違反事件は第一段の檢擧を固く秘密にして何時か第二段の檢擧に打ち出すと言つたが、三日夜又は四日早朝から手入れが始まるものらしく休む間もなく一同は緊張裡に警戒を續けてゐる。

阿里山寺境内に慰靈塔を建設

嘉義白齡會の手で

【嘉義電話】嘉義市出身の白齡會員は、今回阿里山寺境内に慰靈塔を建設することゝなつたが、その塔の形は如何なるものか、又その費用は幾何位を要するか、目下同會で研究中である。

井上温泉を開發

增田知事が實地調査

【林投電話】新竹州知事增田義一氏は、一日午後一時から關係課長を隨行し、林投、竹東、關西、新埔、竹南、苗栗、大湖、公館、頭份、三灣、南庄、獅潭、北埔、峨眉、橫山、新竹の各郡守、支廳長、警察課長、土木課長、林業課長、衛生課長、勸業課長、學務課長、社會課長、地方課長、理蕃課長、技師、技手、通譯、警部、警部補、書記等多數の隨員を從へ、自動車十數臺を連ねて、林投出發、同地より井上温泉に向ひ、同温泉を實地調査の上、同日夜林投に歸着した。

吹飛ばされた帽子の爲自動車に轢傷さる

手當の效なく遂に死亡

【臺中電話】二日午後三時頃彰化市南郭某三九の二長男勇君（四）が自動車に轢かれ重傷を負ひ、手當の效なく遂に死亡した。

短刀で滅多斬り

東港郡萬丹庄の慘劇

【高雄電話】二日午後七時頃高雄州東港郡萬丹庄下埔仔四四番地の一農業林子（三）が、同所三八番地新興方面に於て呂及び同人の從弟李明男（二）の兩人を相手に口論の末激昂して持つてゐた短刀で李明男を突刺さんとしたので呂は傍にあつた竹竿を振ひ上げ李の後頭部に一撃を加へたが、李はこれを避けんがため李呂共に組合つて轉倒したので呂は李の後頭部を滅多斬りにして殺害した。

花蓮港廳の農事改良計畫

小組合設立を奬勵

【花蓮港電話】花蓮港廳下の農業狀態は年年十萬石（甲當り約四石）内外で、これを西南部地方に比し著しく劣色があるので、廳當局では廳下農業の將來性に鑑み昨年第二回計畫として甲當り約四石の品質改良を目的として、先づ農民の自覺を促すため小組合設立を奬勵し、之が指導に當らしめる事となつた。

芋麻栽培有望

近く工場が會社を

【新竹電話】新竹州苗栗郡下の農業狀態は年年十萬石（甲當り約四石）内外で、これを西南部地方に比し著しく劣色があるので、廳當局では廳下農業の將來性に鑑み昨年第二回計畫として甲當り約四石の品質改良を目的として、先づ農民の自覺を促すため小組合設立を奬勵し、之が指導に當らしめる事となつた。

新竹庶民信用組合愈よ設立

【新竹電話】新竹市内の小賣商人連合の中小商工業者達に對し小口資金の融通を圖る爲め庶民信用組合を設立する計畫を進めてゐたが愈よ實現の運びとなり、來る十五日發會式を擧げる筈。

臺東郷土館廳に管理に移す

今迄通り一般に公開

【臺東電話】臺東廳では從來廳舍の一部を利用して郷土館を設置し、一般に公開してゐたが、今回廳舍の改築に伴ひ、郷土館を廳舍の一部に移すことゝなつたが、從來通り一般に公開することゝなつた。

臺東鄉土館廳に管理に移す

今迄通り一般に公開

午前八時二十分から部落民總出で於て明和十年祭の祭典を擧行し、後午後一時から部落民總會を開催し、豫算案の決議と會合の下に舊社跡に於て祭典を擧行する筈

神経衰弱・復旧治療・ひまつぶし

独逸原名ハイデル かつれつ

神経衰弱の頭痛

世のお母さまに御一言

つうがする、めまひを覚えるといつては服んでをられた、今迄の麻痺剤や解熱剤等の鎮静剤と、「はれやか」を同一視しないで下さい。從來のそれ等の薬は痛みを覚える時だけしか服まなかつた。いや、服めなかつたのです。薬の性質上、服めば服むほど胃腸を悪くするからです。薬化學でも證明してゐます通りに、胃腸壁を麻らせる許りでなく連用しますと、胃痛や潰瘍等の恐るべき生命取りの病氣さへ、惹き起すことが少くないのであります。

併も頭の病氣の殆どが、胃腸障碍を伴ふものですから、原因的には ますく〳〵病氣を悪くすることになります。處が、近來胃腸に副作用を及ぼす以前のまゝの薬を主剤としながら胃腸薬をつけないことを自慢にしてゐる頭の薬もある様に聞いてゐますが、之は連用しますと、胃痛や潰瘍等の恐るべき生命取りの病氣さへ、惹き起すことが少くないのであります。

併も頭の病氣の殆どが、胃腸障碍を伴ふものですから、原因的には ますく〳〵病氣を悪くすることになります。處が、近來胃腸に副作用を及ぼす以前のまゝの薬を主剤としながら胃腸薬をつけないことを自慢にしてゐる頭の薬もある様に聞いてゐますが、之は連用しますと、胃痛や潰瘍等の恐るべき生命取りの病氣さへ、惹き起すことが少くないのであります。

病氣を原因的に見ないことも甚しいといはねばなりません。

その點「**はれやか**」は永年の研究の結果、漸く昨年發見されて賣り出された綜合的な最新薬でありまして、頭腦の根原ともいふべき榮養素、燐カルシウムを直接的に頭に補給するばかりでなく、幾多の高價な貴重成分は痛みを速かに止め、胃腸を丈夫にします。卽ち症狀に作用するのみならず、病氣の原因から癒す力があり、併も榮養劑ですから絶對に副作用がなく、服めば服むほど榮養を昂めて頭をよくします。

どうぞ、この差異をよく御理解の上、頭痛や神經衰弱、ヒステリー等の病氣の時は勿論てすが、毎朝食後に、或は日那樣のお仕事の前、お子樣の御勉强の前に「**はれやか**」一服をお用ひになつて「**はれやか**」を服まれなかつた一日と、是非お比べ下さい。

△つうつう、めまひがする
△頭の片方だけがツキン〳〵する
△頭に摺鉢をかぶせたやうになる
△物が二重にも、三重にもなつて見える
△今日は頭をいつもよりも使ひ過ぎた
△大した仕事もしないのに頭が酷く疲れた
△いくら讀んでも覚え込まない

かうした症狀はありませんか？若しありましたら、それは頭の何處かに缺陷のある證據です。こんな場合の「はれやか」の一服は、從來の症狀にのみ作用する鎮靜剤の如き對症療法と異なつて、頭腦細胞や作用の根源ともいふべき腦、カルシウム等の榮養素を直接的に神經し、且つ効果も兼備してゐますから、頭腦の根源的疲勞と頭の患ひ一切を忘れしめ何時も爽やかな腦力を持續して行かしめる我々現代人には好適の最新頭腦薬であります。

主効	頭痛
	不眠症
	神經衰弱
	ヒステリー
	疲勞恢復
	めまひ
	二日酔
	船車暈

「はれやか」に代用薬なし！

「はれやか」は上述の如く頭腦細胞の榮養分であり、且つ物質代謝の觸媒となる燐及びカルシウムを主體とする綜合的榮養劑でありまして、從來の取一面的薬とは全然その趣を異にしてゐるのですから、「はれやか」の代用薬は現在日本國内は勿論外國の薬品にもその薬品へ外の薬品を混ぜて「はれやか」が製品されて「はれやか」を取寄せさせるなり又は「はれやか」へ他の薬品を混ぜて「はれやか」と同一の薬品にしてお求めにならぬ樣御注意下さい。

薬價	
三十錢、五十錢	一圓、二圓
三圓、五圓	

発賣元　東京銀座西の一　はれやか本舗　日獨醫化學研究所　電話番號(八四一)八二三〇　電信番號東京　三〇〇四三番

頭の重い時や疲労した時に

丸ビル大名醫院長　工學博士　陸大方郎先生

頭の疲れや頭痛に適薬

工學士　中村武羅夫先生

胃腸を害はぬ有難い薬

東京高等工業教授　工學博士　谷井九介先生

四十過ぎの頭痛は危險

醫學士・醫學博士　有元史郎先生

安心して服める薬

醫學士　園屋敏子嬢

旅行に缺かせぬ良き護り薬

醫學士　崔承喜嬢

胃腸に障らず精神も爽快

鈴木貞次郎　四十七歳　會社員

一歩進んだ頭の養生法

小說家　長田幹彦先生

舞台の疲れと私の攝生法

醫學士　中村吉右衛門丈

疲勞の恢復にお奬めしたい薬

醫學士　平井美奈子嬢

第二皇子と初の御對顔

皇太后陛下が御寢内

【宮城三日發】皇太后陛下には四日午前九時五分侍医局御出門、午後二時二分天覧台下に御同車、御同道にて青山御所に還啓あらせられる御豫定である

宮中の御内宴に親しく行啓

皇太后陛下が五日に

【宮城三日發】皇太后陛下には御還啓あらせられるが、更に五日行啓あらせられる宮中の内宴には親しく行啓御同車遊ばされる豫定日午後御出門された

晝は學童の旗行列　夜は提燈大行列

けふお芽出度き御命名式

島都に湧く歓喜の聲

全島を挙げて慶き挙るべき第二皇子殿下の御命名式は來た、此日我が島都では各戸に國旗と軒燈を掲げて心からお祝ひ申上げ、椿山小學校に於ては午前十一時半から中川總督臨席の下に盛大なる奉祝會が開催され、午前十時からは中等學校以上の學生・生徒約七千名に各官衙會社の團體旗二千五百餘本、總計一萬六千餘名の大提燈行列が祝賀行進曲高らかに市内を行進し、市中には祝賀の花自動車が流れ、高商グラウンドからは百雷、花火が打揚げられる外空からは三機編隊の國防養勇機が奉祝の五彩のビラを撒き地に空に島都は今日のよき日を祝ぎ奉る筈である

御成年を壽がれて　宮中で御披露宴

きのふ三笠宮殿下を御中心に　豊明殿で行はせらる

【宮城三日發】三笠宮殿下の御誕辰を御祝ひ申上げる爲、皇后陛下には御自ら御調理遊ばされた御祝膳を供せられ、三日午後御参内あらせられた三笠宮殿下には、御成年に當らせられるに就き、三日午後御参内あらせられた

新たに指定された　史蹟と天然記念物　(一)

昭和八年十一月史蹟、天然記念物が本省第一回の指定以來、既に二回の指定により、此處に成つたのは前後の通りである、此處に各關係者の勞苦と愛護の熱意とが結晶して新に指定される記念物(一般史蹟の部)

エルテンプル　フ砦の遺址

村上直次郎

(臨時委員・慶應義塾教授)

臺灣の南部、安平港の東方臺南市の郊外に、赤崁樓と稱する一小丘がある。此丘は、もと臺灣の一酋長が、その城砦を築いた處であるが、後に和蘭人が、これを修築して、城内に、長官の官舎、教會堂、倉庫、兵營などを建てた。これを、エルテンブルフ砦と呼んだ。

エルテンブルフとは、和蘭語で、城砦の意味である。和蘭人は、この砦を中心として、臺灣の南部を經營し、ゼーランジヤ城と稱した。

和蘭人が、臺灣に來航したのは、慶長十四年(一六〇九)のことで、その翌年には、平戸に商館を設けて、日本との貿易を開いた。

和蘭人が、臺灣に根據地を求めたのは、支那の福建省の海澄縣と、貿易の交渉を開くに、便利であつたからである。

和蘭人は、慶長十六年(一六一一)に、臺灣の南部に、上陸して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和二年(一六一六)に、再び、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和三年(一六一七)に、三たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和四年(一六一八)に、四たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和五年(一六一九)に、五たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和六年(一六二〇)に、六たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和七年(一六二一)に、七たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和八年(一六二二)に、八たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和九年(一六二三)に、九たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十年(一六二四)に、十たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十一年(一六二五)に、十一たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十二年(一六二六)に、十二たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十三年(一六二七)に、十三たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十四年(一六二八)に、十四たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十五年(一六二九)に、十五たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十六年(一六三〇)に、十六たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十七年(一六三一)に、十七たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十八年(一六三二)に、十八たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和十九年(一六三三)に、十九たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、元和二十年(一六三四)に、二十たび、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永元年(一六二四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二年(一六二五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三年(一六二六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四年(一六二七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五年(一六二八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六年(一六二九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七年(一六三〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八年(一六三一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九年(一六三二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十年(一六三三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十一年(一六三四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十二年(一六三五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十三年(一六三六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十四年(一六三七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十五年(一六三八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十六年(一六三九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十七年(一六四〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十八年(一六四一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永十九年(一六四二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十年(一六四三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十一年(一六四四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十二年(一六四五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十三年(一六四六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十四年(一六四七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十五年(一六四八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十六年(一六四九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十七年(一六五〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十八年(一六五一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二十九年(一六五二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十年(一六五三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十一年(一六五四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十二年(一六五五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十三年(一六五六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十四年(一六五七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十五年(一六五八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十六年(一六五九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十七年(一六六〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十八年(一六六一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永三十九年(一六六二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十年(一六六三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十一年(一六六四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十二年(一六六五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十三年(一六六六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十四年(一六六七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十五年(一六六八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十六年(一六六九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十七年(一六七〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十八年(一六七一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永四十九年(一六七二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十年(一六七三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十一年(一六七四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十二年(一六七五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十三年(一六七六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十四年(一六七七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十五年(一六七八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十六年(一六七九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十七年(一六八〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十八年(一六八一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永五十九年(一六八二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十年(一六八三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十一年(一六八四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十二年(一六八五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十三年(一六八六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十四年(一六八七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十五年(一六八八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十六年(一六八九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十七年(一六九〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十八年(一六九一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永六十九年(一六九二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十年(一六九三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十一年(一六九四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十二年(一六九五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十三年(一六九六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十四年(一六九七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十五年(一六九八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十六年(一六九九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十七年(一七〇〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十八年(一七〇一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永七十九年(一七〇二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十年(一七〇三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十一年(一七〇四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十二年(一七〇五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十三年(一七〇六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十四年(一七〇七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十五年(一七〇八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十六年(一七〇九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十七年(一七一〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十八年(一七一一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永八十九年(一七一二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十年(一七一三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十一年(一七一四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十二年(一七一五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十三年(一七一六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十四年(一七一七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十五年(一七一八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十六年(一七一九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十七年(一七二〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十八年(一七二一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永九十九年(一七二二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百年(一七二三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百一年(一七二四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二年(一七二五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三年(一七二六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四年(一七二七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五年(一七二八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六年(一七二九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七年(一七三〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八年(一七三一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九年(一七三二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十年(一七三三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十一年(一七三四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十二年(一七三五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十三年(一七三六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十四年(一七三七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十五年(一七三八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十六年(一七三九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十七年(一七四〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十八年(一七四一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百十九年(一七四二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十年(一七四三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十一年(一七四四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十二年(一七四五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十三年(一七四六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十四年(一七四七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十五年(一七四八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十六年(一七四九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十七年(一七五〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十八年(一七五一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百二十九年(一七五二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十年(一七五三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十一年(一七五四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十二年(一七五五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十三年(一七五六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十四年(一七五七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十五年(一七五八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十六年(一七五九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十七年(一七六〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十八年(一七六一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百三十九年(一七六二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十年(一七六三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十一年(一七六四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十二年(一七六五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十三年(一七六六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十四年(一七六七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十五年(一七六八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十六年(一七六九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十七年(一七七〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十八年(一七七一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百四十九年(一七七二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十年(一七七三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十一年(一七七四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十二年(一七七五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十三年(一七七六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十四年(一七七七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十五年(一七七八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十六年(一七七九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十七年(一七八〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十八年(一七八一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百五十九年(一七八二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十年(一七八三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十一年(一七八四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十二年(一七八五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十三年(一七八六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十四年(一七八七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十五年(一七八八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十六年(一七八九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十七年(一七九〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十八年(一七九一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百六十九年(一七九二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十年(一七九三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十一年(一七九四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十二年(一七九五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十三年(一七九六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十四年(一七九七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十五年(一七九八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十六年(一七九九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十七年(一八〇〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十八年(一八〇一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百七十九年(一八〇二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十年(一八〇三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十一年(一八〇四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十二年(一八〇五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十三年(一八〇六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十四年(一八〇七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十五年(一八〇八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十六年(一八〇九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十七年(一八一〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十八年(一八一一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百八十九年(一八一二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十年(一八一三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十一年(一八一四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十二年(一八一五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十三年(一八一六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十四年(一八一七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十五年(一八一八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十六年(一八一九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十七年(一八二〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十八年(一八二一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永百九十九年(一八二二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百年(一八二三)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百一年(一八二四)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百二年(一八二五)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百三年(一八二六)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百四年(一八二七)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百五年(一八二八)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百六年(一八二九)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百七年(一八三〇)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百八年(一八三一)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭人の要求を容れなかつた。

和蘭人は、寛永二百九年(一八三二)に、臺灣に來航して、土人と交渉を開いたが、土人は、和蘭

親王殿下御命名式日
三飛機奉祝飛行
交舞于空中撒五色單

本四日。親王殿下御命名式。國防強化航空部決定奉祝飛行。由代々木練兵場出發。荒木三機編成。機數未審。學校教官兵隊勇士等。又及親王家令官。御名付御下賜後。飛翔于臺北市上空。御名付御下賜後。飛翔于臺北市上空。即午前十時離陸。于臺北市小公學校。女學校。女子青年團。一萬五千名。集于督府前廣場。三唱萬歲。萬旗出發之時。三機陽會後順拜員表敬式。于空中交舞。撒布五色單。與裝影狀及紀念品。為數甚多。文官北市學校。學生。及官公吏。同大會。為奉祝親王殿下御名式。

年內可成
得舉除幕式

樺山總督銅像。既由東京配到。正在督府廳舍前。去側空地。建設臺座中。是乃始故四十年記念事業。欲于年內完工。若工事順調。欲于年末。舉除幕式。即此本宜。去二十九日午後。遊集關係者等。舉長官公宴。同總督官邸。午後四時半。會議。

臺灣商工會議所法
明年合見實施
同時申請設商工會議所

商工會議所開法。規制定之事。因應總會及選舉之忙。一時銷沈民跡。故者傳。

北部豐漁
魚價又貴
漁業者福音

北部地方。已屆旅魚。鮪魚豐漁期。島內供給之外。移出內地。方面。移出相當活氣。城登。北州水產會調。於。蘇澳。現有漁船百餘艘泊錨。王獻日前。天候溫暖。季節風頻吹。一時不漁。追入十二月。氣溫益降。季節風猛烈。今

達基里溪下流採金
年內許可十餘件

東京。達基里溪之砂金採掘。故鐵礦業調查。理事調查。有力會社。數件。出願。其中。已經許可。人。川島對滿事務局總裁。立。極力出當。乃歸意。滿洲國政府。不得。意。此去月末。正式表明。於十二月。內田總裁。來訪。滿洲國政府。要人。極力出當。乃歸意。滿洲國政府。不得。意。此去月末。正式表明。於十二月。內田總裁。來訪。滿洲國政府。要人。極力出當。乃歸意。滿洲國政府。不得。

留置二名
與有權者飲酒

基隆選舉違反。

北州聯合青團主催
第四回青年團大會
並分列行進研究發表

臺北州聯合。男女青年團。共同主催之第四回青年團大會。訂來八日午前九時。開于樺山小學校講堂。是日午後。舉行競賽式。庄長官邸觀覽。午後二時。講演。三名即死云。

滿洲籌設
鹽業會社
滿洲鹽業會社設立問題。因民間準備委員會提出答

滿洲鹽業會社設立問題。因民間準備委員會提出答。現在。滿洲政府及關東軍方。當議中。最近兩工省。各欲準設立會社之民間當業者。意見。對滿洲國。探問。其結果。今回以非公式。認準備委員會案趣旨。規模經營。法公會。承認其。設立滿洲鹽業會社。商工。省欲仰承。拓殖。大藏省。當局。決定。政府最後方針云。

苑裡信組
監事紛糾問題
陳立會人談

既報苑裡庄有信組監事。紛糾問題。頗惹世人注視。校。本年度計上整地。整地。開始授業。以來。已經二年。度以後云。

基隆市小公增加學級
州大體承認九學級
當局以難得完全教育為憂

基隆市。教育。以。年度。學齡兒童。增加。八百名。要求。學級增。小公計十三學級。而。大體。承認九學級。故。當局。苦。于。人能。許可之。逐基里溪關係之。許可。後。以花環。贈。于。一二日前。登立會命。令。該方面。採掘。期三十。年內。許可。期。年內。難。限。二。出演時間。目約十分。以內。四。出演。之際。使。用。普。通。具。其他。雜品。由出演者。各自備。

臺灣美術展餘聞
閉會時又多數賣出
今後專賴官廳援助

臺灣美術展覽會。因值。空前。盛。況。督府。社會課。員。忙。不能。如。春。年之。為。諸。出品人。致。賣約。致。賣出少數。

帝國全權一行
安抵英京出迎頗盛

倫敦二日電。倫敦海軍々縮會議帝國全權永野大將。一行。本日午後。三時二十五分。（當國時刻。二日午後十一時二十九分）安抵本埠。各省要。人。及。各。國。大。使。館。員。等。及。藤。駐英代理大使。等。出迎。日。本。使。館。記。者。團。多。數。參。集。其。他。各。國。大。使。館。員。之。日。午。後。永野大使一行。二日午後。倫敦二日電。倫敦海軍々縮會議帝國全權永野大將。一行。二日午後。

意求英法斡旋
石油禁輸延期
英閣議決定

倫敦二日電。英國政府特。別閣議。二日午後。三時五。

定例閣議
兩相報告事

東京三日電。三日。定例閣。議。午前十時。十一分。開。

召中外臣僚披露
豐明殿御宴
與同親王家御創立

三笠宮殿下御成年

永野全權
翌朝可發表

切望祖國
一致支援

新黨準備
鐵相腹案三項
初為俱樂部

東京三日電。內田鐵相。

長岡廳長
正式辭任

後任大野總長歟

屏東八聯隊
筒井軍曹死

所澤飛機墜落

善果拾遺發刊

北斗警務課長
定期巡視

來津危險
天津公安局長
電何應欽氏

天津二日電。天津。公安局。長劉。五。氏。關於何應欽。氏。北上。以來。一時之。惡。民衆。自。發。的。驅逐。運動。其。後。何。氏。已。離。天津。公安局。長劉。五。氏。關於何應欽。氏。北上。以來。一時之。惡。民衆。自。發。的。驅逐。運動。其。後。何。氏。已。離。

城內歲暮大賣
贈福引券
自去一日起

馬騙翻新
詐稱其親死亡
騙取香奠料

改築工費
臺中地方法院
按七十二萬圓

臺博京班
校書冉上檯

分教場成
嘉義

將任助校

橋上自動車
轢傷行人

偵探案
小女失蹤（十二）

（上）

即見有一。相。如。之。長。這。乃。即。名。之。人。所。有。一。相。如。之。長。這。乃。即。名。之。人。所。有。一。相。如。之。長。這。乃。即。名。之。人。所。有。